

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社ベストワークス

第1 求 人

- 1 当所は、第4の6に規定する取扱職種の範囲等において、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 当所は求人の申し込みについての手数料は一切いたしません。

第2 求 職

- 1 当所は、第4の6に規定する取扱職種の範囲等において、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職申し込みは、所定の求職票によりお申し込みください。直接来所できないときは、サイトからの申込み、電子メールまたは郵便でも差し支えありません。

第3 紹 介

- 1 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人者には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職者に対し、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 5 当所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 6 職業紹介が成功した場合は求人者及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を請求させていただきます。
- 7 紹介手数料については、求職者の自己都合による退職の場合、就職後1ヶ月以内なら90%の額、3ヶ月以内なら60%の額、6ヶ月以内なら30%の額を返金させていただきます。

第4 その他

- 1 当所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、職業紹介事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら求人者、求職者両方から当所に対して、その報告をしてください。また、雇用関係が終了したときおよび紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときも同様に報告をしてください。当所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結された場合は、当該労働者が就職から6ヶ月以内に離職（解雇された場合を除く）したか否かについて、求人者から当所に対して報告をしてください。
- 3 当所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 当所の取扱職種の範囲等は、国内における全職種ですが、ただし、青少年の雇用の促進等に関する法律第11条に基づき公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等求人は取り扱いません。
- 6 当所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、当所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び関係通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者におたずねください。

2019年11月1日

代表者 佐々木 俊哉